



第7回定時株主総会 招集ご通知

日時

平成28年12月22日(木曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急 6階
プラネッツルーム

会場についての詳細は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。

■Contents

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	4
第2号議案 取締役6名選任の件	7
第3号議案 監査役3名選任の件	13
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	16
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	17
事業報告	19
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39

株式会社オルトプラス

(証券コード:3672)

(証券コード：3672)

平成28年12月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社 オルトプラス
代表取締役CEO 石 井 武

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月21日(水曜日)午後7時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

平成28年12月22日（木曜日）午前10時

2. 場 所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム

3. 目的事項

報告事項

1. 第7期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.altplus.co.jp>) に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役または会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表を、並びに監査役が監査した事業報告には、上記会社の新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況を含みます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 子会社を含めた今後の事業内容の多様化及び事業展開に備え、事業目的の追加を行うものであります。
- ② 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が社外取締役、社外監査役から取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、監査役に拡大されました。これに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条及び第40条の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、第30条の変更については、各監査役の同意を得ております。
なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。
- ③ 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.~14. (条文省略)	1.~14. (現行どおり)
(新設)	<u>15. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業</u>
15.~16. (条文省略)	<u>16.~17.</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第30条（取締役の責任免除）</p> <p>1 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第30条（取締役の責任免除）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条（選任方法）</p> <p>1～2 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第33条（任期）</p> <p>1 （条文省略）</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条（選任方法）</p> <p>1～2 （現行どおり）</p> <p>3 <u>当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第33条（任期）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第40条（監査役の責任免除）</p> <p>1 （条文省略）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第40条（監査役の責任免除）</p> <p>1 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を新たに1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	い し い たけし 石 井 武 (昭和44年6月10日)	平成4年4月 国際ファイナンス株式会社入社 平成12年7月 元気株式会社入社 経営企画室長 平成17年1月 同社取締役 平成17年2月 元気モバイル株式会社取締役 平成17年5月 株式会社アミューズキャピタル入社、グループ経営企画室長 平成17年10月 株式会社AQインタラクティブ(現 株式会社マーベラス)入社、公開準備室長 平成18年4月 同社経営企画室長 平成19年6月 同社執行役員経営企画・IR部門担当兼経営企画室長 平成21年9月 同社執行役員ネットワークコンテンツ事業部長 平成22年5月 当社設立 代表取締役CEO(現任) 平成25年3月 株式会社オルトダッシュ代表取締役 平成26年10月 同社取締役(現任)	1,824,000株

【取締役候補者として選任した理由】

石井武氏は、当社の創業者並びに代表取締役として経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、強いリーダーシップにより、当社及び当社グループ全体の事業拡大と持続的な企業価値向上並びにコーポレート・ガバナンスの強化に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	うがわ たろう 鵜川太郎 (昭和51年1月14日)	平成11年9月 ターゲットワン株式会社入社 平成12年6月 同社取締役 平成14年8月 株式会社ワークアット入社 平成17年10月 株式会社リンクシンク取締役 平成20年11月 株式会社コムニコ社外取締役(現任) 平成21年12月 株式会社AQインタラクティブ(現 株式 会社マーベラス)入社 ネットワークコン テンツ事業部開発部長 平成22年7月 当社入社 取締役COO(現任) 平成24年7月 事業開発部長 平成25年3月 株式会社オルトダッシュ取締役(現任) 平成25年8月 統括本部長 平成26年8月 株式会社エル・エム・ジー社外取締役(現 任) 平成26年8月 株式会社マーケティングエンジン社外取締 役(現任) 平成26年10月 第2事業部長 平成26年12月 事業本部長兼新規事業開発部長 平成27年1月 執行役員(現任) 平成27年6月 ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd. President (現任) 平成27年12月 コーポレートブランディング部長(現任)	180,000株
【取締役候補者として選任した理由】 鵜川太郎氏は、当社の創業メンバー並びに取締役COOとして事業経営を担っており、ウェブサービス全般における豊富な業務経験を有しております。当社及び当社グループの事業拡大と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	<small>りゅうせきどう じゆんいち</small> 竜石堂 潤一 (昭和47年8月20日)	平成11年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成20年1月 株式会社サムライファクトリー入社 財務総務部長 平成20年5月 同社取締役兼管理部長 平成24年4月 当社入社 財務・経理部長（現任） 平成24年7月 取締役CFO（現任） 平成26年12月 管理本部長 平成27年1月 執行役員（現任） 平成27年1月 ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd. Controller（現任）	3,000株
<p>【取締役候補者として選任した理由】</p> <p>竜石堂潤一氏は、公認会計士としての専門的知識並びに経験と、経営管理部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しております。当社及び当社グループの管理統括責任者として管理の推進と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	ほんだ ひろゆき 本田浩之 (昭和35年10月30日)	昭和59年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 平成12年4月 同社執行役員次世代事業開発担当 平成15年4月 同社執行役員兼株式会社リクルートHRマーケティング（現 株式会社リクルートジョブズ）代表取締役社長 平成17年4月 同社取締役兼常務執行役員 51 job,Inc. Director 平成20年4月 同社取締役兼専務執行役員 平成24年6月 同社顧問 平成25年4月 当社顧問 平成25年7月 当社社外取締役（現任） 平成25年7月 株式会社ジーニー社外取締役 平成26年3月 株式会社リブセンス社外取締役（現任） 平成26年10月 株式会社ダブルスタンダード社外取締役（現任）	5,000株
<p>【社外取締役候補者として選任した理由】 本田浩之氏は、株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）在任中、取締役兼専務執行役員として同社の経営に携わるとともに、同社退任後は複数企業の社外取締役として、力を発揮しております。当社としては、本田浩之氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対しても適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって3年6ヶ月であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	い し い よ う じ 石 井 洋 児 (昭和30年10月25日)	昭和53年 4月 株式会社セガ・エンタープライゼス（現 株式会社セガゲームス）入社 平成11年 8月 株式会社アートゥーン代表取締役社長 平成15年 6月 株式会社AQインタラクティブ（現 株式 会社マーベラス）代表取締役副社長 平成17年10月 同社代表取締役社長 平成17年10月 株式会社アートゥーン取締役会長 平成18年 4月 同社取締役 平成18年 4月 株式会社フィールプラス取締役 平成18年 4月 株式会社キャビア取締役 平成20年 5月 株式会社マイクロキャビン取締役 平成21年 1月 株式会社アートゥーン取締役会長 平成21年 1月 株式会社フィールプラス取締役会長 平成21年 5月 株式会社リンクシンク取締役 平成22年 6月 株式会社アーゼスト代表取締役社長（現 任） 平成27年12月 当社社外取締役（現任）	20,000株
<p>【社外取締役候補者として選任した理由】 石井洋児氏は、株式会社AQインタラクティブ（現 株式会社マーベラス）在任中、代表取締役社長として同社の経営に携わるとともに、現在は株式会社アーゼスト代表取締役として同社の経営に携わるなど、ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対しても適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって1年であります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
6	ちえん いー 陳逸 (昭和46年2月21日)	平成16年4月 悟空科技股份有限公司総経理 平成21年12月 樂陞科技股份有限公司プロデューサー 平成24年7月 同社第三事業部総経理 平成25年1月 同社副総経理 平成26年12月 蘇州工業園區樂陞軟件有限公司総経理 (現任) 平成27年1月 樂陞科技股份有限公司総経理 (現任) 平成27年4月 樂陞美術館股份有限公司董事代表人 (現任) 平成28年6月 怡客咖啡股份有限公司監察人	-株
【社外取締役候補者として選任した理由】 陳逸氏は、当社の資本業務提携先であるXPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司株式会社) の総経理であり、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対しても適切な役割を果たすことができると判断したことから、社外取締役候補者としたものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者の陳逸氏は、XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司株式会社) の総経理であり、同社は当社との間で平成28年4月25日付で資本業務提携契約を締結し、当該契約に基づく提携関係にあります。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 本田浩之氏、石井洋児氏及び陳逸氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 当社は、本田浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
4. 当社は、本田浩之氏及び石井洋児氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額としております。本議案が承認された場合、両氏との当該責任限定契約を継続する予定です。また、陳逸氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	お だ か お り 小 田 香 織 (昭和47年5月13日)	平成7年4月 株式会社コロネット商会入社 平成13年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 平成17年8月 株式会社jig.jp入社 平成24年3月 当社常勤監査役(現任) 平成25年3月 株式会社オルトダッシュ 監査役(現任) 平成27年10月 株式会社エル・エム・ジー 監査役(現任)	一株
<p>【社外監査役候補者として選任した理由】 小田香織氏は、公認会計士としての専門的見地、また通信・メディア・コンテンツ事業における経験等を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断しております。</p> <p>【社外監査役候補者が監査役に就任してからの年数】 当社監査役の在任期間は、本総会の終結の時をもって4年9ヶ月であります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
2	くもと よしゆき 隈元慶幸 (昭和37年12月26日)	昭和61年4月 株式会社ブリヂストン入社 平成6年4月 東京弁護士会弁護士登録 平成13年4月 堀裕法律事務所（現 堀総合法律事務所） 入所（現任） 平成15年6月 株式会社パソナキャリアアセット（現 株 式会社パソナ）監査役（現任） 平成16年4月 株式会社メディカルアソシア監査役 平成19年5月 小倉クラッチ株式会社監査役（現任） 平成22年7月 当社監査役（現任） 平成23年7月 株式会社アイリッジ監査役 平成24年12月 株式会社ナノエッグ監査役（現任） 平成26年8月 株式会社AppBroadCast監査役 平成27年3月 株式会社大塚家具監査役（現任） 平成28年10月 株式会社アイリッジ社外取締役（監査等委 員）（現任） 平成28年10月 株式会社リビングスタイル監査役（現任）	一株
<p>【社外監査役候補者として選任した理由】 隈元慶幸氏は、弁護士としての専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断しております。</p> <p>【社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数】 当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年5ヶ月であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴及び当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
3	こばやし そうた 小林 壮太 (昭和46年2月21日)	平成10年10月 中央監査法人入所 平成19年 8月 新創税理士法人入所 平成20年 8月 公認会計士税理士小林壮太事務所代表 (現 任) 平成22年 7月 当社監査役 (現任) 平成25年11月 ミイル株式会社監査役 (現任)	一株
<p>【社外監査役候補者として選任した理由】 小林壮太氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行して頂けると判断したためであります。</p> <p>【社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数】 当社社外監査役の在任期間は、本総会の終結の時をもって6年5ヶ月であります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者小田香織氏、隈元慶幸氏及び小林壮太氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、小田香織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、小田香織氏、隈元慶幸氏及び小林壮太氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
さとう かずよし 佐藤和好 (昭和35年8月4日)	昭和59年4月 株式会社コミネエージェンシー入社 昭和62年3月 株式会社アートディンク入社 平成2年6月 株式会社メディア取締役 平成5年6月 元気株式会社入社 平成7年11月 同社取締役管理本部長 平成17年4月 元気モバイル株式会社（現 株式会社And Joy） 取締役 平成17年6月 株式会社ライトウェイト（現 株式会社バーグサ ラ・ライトウェイト）取締役 平成19年11月 株式会社ヒューマンボンド 平成20年3月 株式会社ライブウェア（現 株式会社マーベラ ス）入社 人事総務部長 平成23年1月 当社入社 管理部長 平成24年4月 総務・人事部長 平成25年3月 総務部長 平成27年6月 経営企画室（現任）	600株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤和好氏は、ゲーム業界における長年にわたる経験を有するとともに、当社における管理業務の経験が豊富であることから、当該経験を当社の監査体制に活かして頂くために、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
3. 佐藤和好氏が監査役に就任した場合には、上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件とし、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成25年1月8日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な配分については、任意で設置している報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

また、取締役（社外取締役を除く。）は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役（社外取締役を除く。）との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 当該取締役は、1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとする。
- (2) 当該取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件とし

て、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、アジア新興国や資源国等の景気下振れによる不確実性の高まりがあるものの、政府と日銀による経済政策及び金融政策等の推進により緩やかな回復基調が続いております。国内のインターネット利用環境につきましては、スマートフォン及びタブレット型端末によるインターネット利用が引き続き増加しております(注)。

このような事業環境の下、当社グループは引き続きソーシャルゲームの企画、開発及び運営を行ってまいりました。当連結会計年度においては、自社タイトル並びに他社との協業タイトルを5タイトル(ネイティブゲーム：国内2・海外1、ウェブブラウザゲーム：国内2)リリースした一方で、5タイトル(ネイティブゲーム：国内2・海外1、ウェブブラウザゲーム：国内2)の運営を終了いたしました。パブリッシングタイトルにつきましては、2タイトル(ネイティブゲーム：国内1・海外1)の運営を開始いたしました。運営受託タイトルにつきましては、3タイトル(ネイティブゲーム：国内1、ウェブブラウザゲーム：国内2)の運営を新たに開始いたしました。この結果、当連結会計年度末における運営タイトル数は、前連結会計年度末より引き続き運営している15タイトルを合わせ、合計20タイトル(自社・協業：11、パブリッシング：4、運営受託：5)となりました。

他社ゲームタイトルの運営移管につきましては、売上規模が比較的小規模なタイトル向けサービス「Game Managed Service 65 (GMS65)」を、当連結会計年度より開始いたしました。これによりゲーム運営コストを引き下げ、ゲームタイトル運営の長期化及び収益化のニーズに応えてまいります。

ベトナム子会社につきましては、当社ソーシャルゲームの開発及び運営だけではなく、他社ウェブサービス等の開発等を行うオフショア開発拠点としての営業活動を進めた結果、オフショア開発案件の受注数及び受注高が伸びていることを踏まえ、開発ライン不足

による案件失注が生じないよう、現地エンジニアの採用を進めてまいりました。また、韓国子会社につきましては、当連結会計年度に開発拠点からマーケティング拠点へと転換する中で、人員削減やオフィス縮小等、コスト削減を進めるとともに、韓国AIMHIGH社との日本・韓国・中国市場におけるゲームアプリケーション開発及び配信事業分野における戦略的パートナーシップ関係確立に関する基本合意に基づき、韓国子会社が配信するタイトルをAIMHIGH社へライセンスアウトいたしました。

運営中のタイトルにつきましては運営の効率化を進め、売上減少に見合うコスト削減を継続して実施し、採算性を維持させるための施策を進めるとともに、他社タイトルの運営移管及びオフショア開発案件の受注のための営業活動を進めてまいりました。また、新規ゲームタイトルの開発を絞り込むとともに、オフィス縮小等による管理コストの削減を進めてまいりましたが、ゲームタイトルの運営コスト、新規タイトルの開発コスト及び管理コストが運営中のタイトルから得られる収益並びにオフショア開発案件から得られる収益等を上回って推移している状況が続きました。

また、資本業務提携先であるXPEC社とは具体的な協業の検討を進めておりますが、一方で同社に対する公開買付の中止とそれに関連する様々な報道等によるXPEC社株式の株価下落に伴い、当社が保有するXPEC社株式について投資有価証券評価損を計上するとともに、開発中タイトルの一部及び運営中タイトルの一部について現状の進捗状況を慎重に検討した結果、資産計上していた最低保証料等について減損損失を計上するなど、特別損失として合計675,776千円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,646,019千円(前年同期比4.1%増)、営業損失は591,705千円(前期は926,250千円の営業損失)、経常損失は647,346千円(前期は934,845千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は1,540,753千円(前期は1,016,379千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、当社グループはソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(注) 総務省「通信利用動向調査」

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は29,008千円で、その主な内容は、オフィス縮小に伴う内装設備工事、備品購入費等、及び開発用ソフトウェアの取得費等であります。

また、韓国子会社の事務所移転並びに台湾スタジオの閉鎖に伴い、建物及び付属設備等15,333千円を除却いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金200,000千円及び短期借入金100,000千円の調達を行う一方、長期借入金303,732千円を返済いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (平成26年9月期)	第 6 期 (平成27年9月期)	第 7 期 (当連結会計年度) (平成28年9月期)
売 上 高 (千円)	2,765,788	2,541,885	2,646,019
経 常 損 失 (千円)	82,240	934,845	647,346
親会社株主に帰属する 当期純損失 (千円)	148,755	1,016,379	1,540,753
1株当たり当期純損失 (円)	17.70	113.59	171.28
総 資 産 (千円)	3,325,441	2,459,873	1,865,841
純 資 産 (千円)	2,856,672	1,921,596	813,461
1株当たり純資産額 (円)	323.32	213.76	76.62

- (注) 1. 当社は第5期（平成26年9月期）より連結計算書類を作成しております。
2. 当社は平成25年12月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (平成25年9月期)	第 5 期 (平成26年9月期)	第 6 期 (平成27年9月期)	第 7 期 (当事業年度) (平成28年9月期)
売 上 高 (千円)	2,594,840	2,765,788	2,531,438	2,632,258
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	715,437	1,018	△724,757	△472,824
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	450,403	△65,495	△806,291	△1,686,681
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	135.50	△7.79	△90.11	△187.51
総 資 産 (千円)	2,667,157	3,382,077	2,759,584	1,995,010
純 資 産 (千円)	2,012,243	2,938,077	2,210,865	941,780
1株当たり純資産額 (円)	503.06	332.54	245.94	93.23

- (注) 1. 平成24年11月7日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 平成25年12月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.	100万USD	100.0%	オフショア開発、モバイルコンテンツ等の企画、開発及び運用等
AltPlus Korea Inc.	9億9千万KRW	100.0%	モバイルコンテンツ等の企画、開発及び運用等
株式会社オルトグッシュ	25,500千円	51.0%	モバイルコンテンツ等の企画、開発及び運用等

(4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度まで2期連続となる営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度においても、営業損失591,705千円、経常損失647,346千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,540,753千円となりました。このような状況により、当社グループには、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当該事象等を解消するために、以下の事項に取り組んでおります。

① XPEC社を含む他社との協業による売上の拡大

当社グループはXPEC社を含む他社と業務提携等、協業を進めることにより、新規タイトルの開発、他社タイトルの運営受託や海外展開を進めること等により売上を拡大してまいります。

② 運営タイトルの選択と集中、運営移管タイトルの獲得及び新規タイトル開発等による売上の維持拡大

当社グループが運営するタイトルのうち、主力と位置付けているタイトルに対して優先的に開発・運営人員を配置することにより、売上の維持拡大を図ってまいります。また、採算性の低下したタイトルにつきまちは順次サービス運営を終了し、他社タイトルの運営移管業務等に人員を再配置することにより、人員増を抑えつつ売上の拡大を図ってまい

ります。他社タイトルの運営移管業務については、他社の動向、ニーズを踏まえながら営業活動を継続的に進めております。新規タイトルについては、確度の高い案件に開発を絞り込み注力してまいります。

③ 開発、運営コストの削減

当社グループは、開発費を発生時に費用処理しているため、開発費が収益に対し先行するとともに、ウェブブラウザゲームからネイティブアプリに開発がシフトしたことにより、開発期間も伸長していることから、新規タイトルの開発遅延が収益悪化の大きな要因となっております。そのため、開発工数の見積りや開発中の工数管理をより精緻に行うことにより、開発スケジュールの遅延を最大限抑制することにより、リリース時期に遅れが生じないように努めてまいります。また、開発したタイトルについて、海外配信権を現地パブリッシャーに譲渡する等により、開発費の早期回収を進めるとともに、開発費の一部を協業先が負担する等の開発スキームにより新規開発を進め、当社グループが先行して負担する開発費を抑制してまいります。

運営中タイトルの運営費については、サービス運営を終了したタイトルの担当者を再配置し、又はベトナム子会社等を利用することにより内製化を進め、外注費の削減を引き続き進めてまいります。また、デバッグ並びにユーザーサポート業務については合併会社である株式会社SHIFT PLUSへ業務移管することにより、対象業務の人件費削減を進めてまいります。

④ 海外子会社の収益向上

ベトナム子会社においては、オフショア開発案件の受注を積極的に進めたことにより、グループ外売上が堅調に増加しております。今後もオフショア開発の需要が堅調に推移すると見込んでいるため、案件獲得のための営業活動を積極的に進めてまいります。また、開発ライン不足による案件の失注が発生しないよう、現地エンジニアの採用を進め、収益拡大を図ってまいります。また、韓国子会社においては開発拠点からマーケティング拠点へ転換し、ランニングコストの削減を進めるとともに、韓国AIMHIGH社との日本・韓国・中国市場におけるゲームアプリケーション開発及び配信事業分野における戦略的パートナーシップ関係確立に関する基本合意に基づき、ゲーム・IPの流通事業を進めていくことにより、早期の損益改善を図ってまいります。

⑤ 新規事業の早期収益化

当社グループでは、バーチャルリアリティやIoT、機械学習やAI、ブロックチェーンといった様々な新技術を既存事業に適用していくための取組を進めるとともに、新しい技術

を用いたビジネスモデル構築の検討を行っております。また、SKIYAKI社と業務提携を行い共同運営にて「ゲームファンクラブ事業」を立ち上げるなど、新しい取り組みを進めております。これらの新規事業の進捗状況を見極めつつ、早期に収益獲得できるよう進めてまいります。

⑥ 経費の削減

開発部門につきましては外注費の削減、人員削減によるコスト削減を継続的に進めておりますが、管理部門につきましても本社オフィス面積の縮小によるオフィス賃借料の削減や、人員削減及び配置見直し等による人件費の削減を進めております。また、各種経費につきましても、継続的に見直しを行い、削減を進めてまいります。

⑦ 財務基盤の安定化

当連結会計年度末日における現金及び現金同等物の残高は541,129千円であり、また、各種取組により費用削減を進めた結果、当面の事業活動に必要な手元資金を確保していると判断しております。また、XPEC社との資本業務提携契約に基づき取得した同社株式については、必要に応じて手元資金を確保するために利用することを検討してまいります。また、取引金融機関に対しては、引き続き協力を頂くよう、協議を進めてまいります。

以上の対応策の実施により、コストを削減し、収益を向上させることにより事業基盤並びに財務基盤の強化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。

また、当社グループにおいて、ソーシャルゲーム事業における収益基盤の更なる拡大及び経営の安定化を図っていくうえで、対処すべき課題は以下のとおりであります。

(ソーシャルゲーム事業)

① 新規タイトルの開発と既存タイトルの効率的な運営

ソーシャルゲーム市場は今後も堅調に成長していくと考えておりますが、スマートフォンやタブレット端末等の高機能端末の普及に伴い、Google Inc.やApple Inc.が運営する各アプリマーケットの規模が拡大し、世界規模で競争の激しい業界となっていくと考えております。このような市場環境下において、当社グループが収益を伸ばしていくためには、既存タイトルの企画、開発及び運営により蓄積したノウハウを用いて、ユーザーに訴求するタイトルを新規開発するとともに、運営期間の長い既存タイトルについては効率的な運営を進めることにより、一定の収益を確保していくことが重要であると認識しており

ます。

そのために当社グループは、新規タイトルの開発及び既存タイトルの効率的な運営により収益の安定化と拡大を図ってまいります。

また、国内だけではなく、今後の成長が見込まれる海外市場へソーシャルゲームを提供していく必要があると考えており、このため、Google Inc.やApple Inc.が運営する各アプリマーケット上において、ソーシャルゲームを提供していく必要があると考えております。

② 技術革新への対応

スマートフォンやタブレット等の高機能端末は技術革新のスピードが非常に早く、機能強化が一段と進んでいることから、ユーザーの利用動向に変化が生じる可能性があります。このため、各端末への最適な開発を迅速に行っていくことが重要な課題であると認識し、各種モバイル端末への対応を進めるとともに、技術革新の動向を追うことにより、変化への対応を図ってまいります。

③ 新たな事業・サービスの展開

ソーシャルゲーム市場は今後も堅調に成長していくと考えておりますが、業容を拡大するためには、ソーシャルゲームの企画、開発及び運営で得たノウハウを応用し、新たなサービスの提供を進めていくことが必要であると認識しております。このため、当社グループは市場動向等を踏まえた上で、新たな事業・サービスの展開を積極的に行ってまいります。

④ ゲームの安全性及び健全性の強化

ソーシャルゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において現実の通貨で売買するリアル・マネー・トレードや、一部の課金方法がユーザーの過度の射幸心を煽るとして社会的な問題となっております。こうした状況を踏まえ、当社グループはソーシャルゲームの健全性や成長性を損なわないように対応することが重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体の自主規制を順守してまいります。

⑤ システム管理体制の強化

ソーシャルゲームは、インターネットへのアクセスが可能であれば時間や場所を問わず利用することが可能となっております。このため、多数のユーザーが同時にアクセスした場合、システムに一時的に負荷がかかり、ゲームの提供に支障が生じることがあります。当社グループは、システム稼働の安定性を確保することが重要な課題であると認識しており、システム管理やシステム基盤の強化等に継続的に取り組んでまいります。

(全社的な課題)

① 人材の確保

今後の更なる業容拡大を図るためには、優秀な人材を国内外で確保し、育成していくとともに、優秀な人材の外部流出を防止することが重要な課題であると認識しております。しかしながら、優秀な人材は他社とも競合するため、人材の確保が難しい状況が今後も続くと考えております。このために、当社グループは、社内環境の改善を継続的に進めるとともに、企業認知度を向上させる取り組みを進めてまいります。

② 内部管理体制の強化

今後更なる業容拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化を進めていくことにより、事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために当社グループは、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年9月30日現在)

事業区分	事業内容
ソーシャルゲーム事業	ソーシャルゲームの企画、開発及び運営

(6) 主要な事業所 (平成28年9月30日現在)

① 当社

本社

東京都渋谷区

② 子会社

ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd.

ベトナム国ハノイ市

AltPlus Korea Inc.

韓国ソウル市

株式会社オルトダッシュ

東京都渋谷区

(7) 従業員の状況 (平成28年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
314 (18) 名	10名増 (36名減)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均員数を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148 (18) 名	25名減 (36名減)	32.7歳	2.4年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均員数を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	106,846千円
株式会社りそな銀行	266,700千円

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約（極度額80,000千円）を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,083,640株

(3) 株主数 6,343名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 井 武	1,824千株	18.09%
XPEC Entertainment Inc.	1,094	10.85
株式会社エーシーエヌ	439	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	391	3.88
鷓 川 太 郎	180	1.79
グリーン株式会社	166	1.65
株式会社SBI証券	121	1.20
小 徳 宏 之	80	0.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	78	0.78
田 中 正 幸	77	0.77

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	石井 武	株式会社オルトダッシュ取締役
取締役COO	鵜川 太郎	執行役員コーポレートブランディング部長 ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd. President
取締役CFO	竜石堂 潤一	執行役員財務・経理部長 ALTPLUS VIETNAM Co.,Ltd. Controller
取締役	本田 浩之	株式会社リブセンス社外取締役 株式会社ダブルスタンダード社外取締役
取締役	石井 洋児	株式会社アーゼスト代表取締役社長
常勤監査役	小田 香織	—
監査役	隈元 慶幸	堀総合法律事務所所属 株式会社パソナ社外監査役 小倉クラッチ株式会社社外監査役 株式会社アイリッジ社外監査役 株式会社大塚家具社外監査役
監査役	小林 壮太	公認会計士税理士小林壮太事務所代表

- (注) 1. 取締役本田浩之氏及び取締役石井洋児氏は、社外取締役であります。なお、当社は本田浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役小田香織氏、監査役隈元慶幸氏及び監査役小林壮太氏は、社外監査役であります。なお、当社は常勤監査役小田香織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役小田香織氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役隈元慶幸氏は、弁護士の資格を有しており、法務・企業統治・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小林壮太氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 平成27年12月18日開催の第6回定時株主総会において、石井洋児氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	44,650千円 (8,100千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	13,200千円 (13,200千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (5名)	57,850千円 (21,300千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、平成25年1月8日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成25年1月8日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	本 田 浩 之	株式会社リブセンス	社外取締役
		株式会社ダブルスタンダード	社外取締役
取 締 役	石 井 洋 児	株式会社アーゼスト	代表取締役社長
監 査 役	隈 元 慶 幸	堀総合法律事務所	所属
		株式会社パソナ	社外監査役
		小倉クラッチ株式会社	社外監査役
		株式会社アイリッジ	社外監査役
		株式会社大塚家具	社外監査役
監 査 役	小 林 壮 太	公認会計士税理士小林壮太事務所	代表

(注) 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	本田 浩之	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席しております。主に経営者としての豊富な経験から当社の経営全般に関する発言を行っております。
取締役	石井 洋児	平成27年12月18日就任後に開催された取締役会16回の全てに出席しております。主に経営者としての豊富な経験から当社の経営全般に関する発言を行っております。
監査役	小田 香織	常勤監査役として、監査役会の中心を担っております。当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回の全てに出席しております。主に、公認会計士としての専門的見地、また通信・メディア・コンテンツ事業における経験から当社の事業、サービスに関する発言を行っております。
監査役	隈元 慶幸	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回に出席し、また、監査役会14回の全てに出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項・コンプライアンス・企業統治に関する発言を行っております。
監査役	小林 壮太	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回の全てに出席しております。主に、公認会計士及び税理士としての専門的見地から当社の財務・税務・会計に関する発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社であるALTPPLUS VIETNAM Co.,Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とします。

連結貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,340,423	流動負債	465,981
現金及び預金	741,129	買掛金	38,178
売掛金	394,033	未払金	76,637
繰延税金資産	129,455	短期借入金	100,000
その他	75,805	1年内返済予定の長期借入金	125,102
固定資産	525,417	その他	126,063
有形固定資産	47,976	固定負債	586,398
建物	19,298	転換社債型新株予約権付社債	437,000
工具、器具及び備品	28,677	長期借入金	148,444
無形固定資産	20,365	その他	954
その他	20,365	負債合計	1,052,379
投資その他の資産	457,075	(純資産の部)	
投資有価証券	182,844	株主資本	745,629
関係会社株式	40,766	資本金	1,501,759
長期前払費用	5,245	資本剰余金	1,490,759
差入保証金	228,219	利益剰余金	△2,246,889
資産合計	1,865,841	その他の包括利益累計額	27,014
		為替換算調整勘定	27,014
		新株予約権	1,675
		非支配株主持分	39,141
		純資産合計	813,461
		負債純資産合計	1,865,841

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年10月1日から
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,646,019
売上原価		2,190,995
売上総利益		455,023
販売費及び一般管理費		1,046,729
営業損失		591,705
営業外収益		
受取利息	116	
雑入	6,956	
持分法による投資利益	19,574	26,647
営業外費用		
支払利息	4,521	
為替差損	63,518	
その他損失	14,247	82,288
特別利益		647,346
固定資産売却益	1,094	
新株予約権戻入益	403	
その他	29	1,527
特別損失		
減損損失	187,980	
投資有価証券評価損	455,585	
賃貸借契約解約損	29,697	
その他	2,512	675,776
税金等調整前当期純損失		1,321,595
法人税、住民税及び事業税		5,801
法人税等調整額		198,714
当期純損失		1,526,111
非支配株主に帰属する当期純利益		14,641
親会社株主に帰属する当期純損失		1,540,753

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,351,644	流動負債	467,786
現金及び預金	588,542	買掛金	71,000
売掛金	400,211	短期借入金	100,000
前渡金	14,067	1年内返済予定の長期借入金	125,102
前払費用	38,398	未払金	79,283
関係会社短期貸付金	345,073	未払費用	10,892
繰延税金資産	129,455	未払法人税等	13,808
貸倒引当金	△239,017	預り金	6,853
その他の	74,911	その他	60,846
固定資産	643,366	固定負債	585,444
有形固定資産	31,382	転換社債型新株予約権付社債	437,000
建物	11,639	長期借入金	148,444
工具、器具及び備品	19,742		
無形固定資産	19,873	負債合計	1,053,230
商標権	622	(純資産の部)	
ソフトウェア	19,251	株主資本	940,104
投資その他の資産	592,110	資本金	1,501,759
投資有価証券	182,844	資本剰余金	1,490,759
関係会社株式	152,304	資本準備金	1,490,759
関係会社長期貸付金	48,344	利益剰余金	△2,052,414
長期前払費用	4,391	その他利益剰余金	△2,052,414
差入保証金	204,227	繰越利益剰余金	△2,052,414
資産合計	1,995,010	新株予約権	1,675
		純資産合計	941,780
		負債純資産合計	1,995,010

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年10月1日から)
(平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,632,258
売上原価		2,211,294
売上総利益		420,963
販売費及び一般管理費		872,123
営業外収益		451,159
受取利息	3,662	
雑収入	3,613	7,275
営業外費用		
支払雑費	4,521	
為替差損	21,687	
その他	2,731	28,940
特別利益		472,824
固定資産売却益	1,094	
新株予約権戻入益	403	1,497
特別損失		
減損損失	179,647	
貸倒引当金繰入額	239,017	
投資有価証券評価損	455,585	
関係会社株式評価損	107,919	
賃貸借契約解約損	29,697	
その他	2,472	1,014,339
税引前当期純損失		1,485,665
法人税、住民税及び事業税		2,301
法人税等調整額		198,714
当期純損失		1,686,681

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月9日

株式会社オルトプラス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武井 雄次	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大野 開彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古賀 祐一郎	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オルトプラスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで2期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月9日

株式会社オルトプラス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武井雄次	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大野開彦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 古賀祐一郎	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オルトプラスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで2期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められている。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月17日

株式会社オルトプラス 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	小 田 香 織	Ⓞ
監査役（社外監査役）	隈 元 慶 幸	Ⓞ
監査役（社外監査役）	小 林 壮 太	Ⓞ

以 上

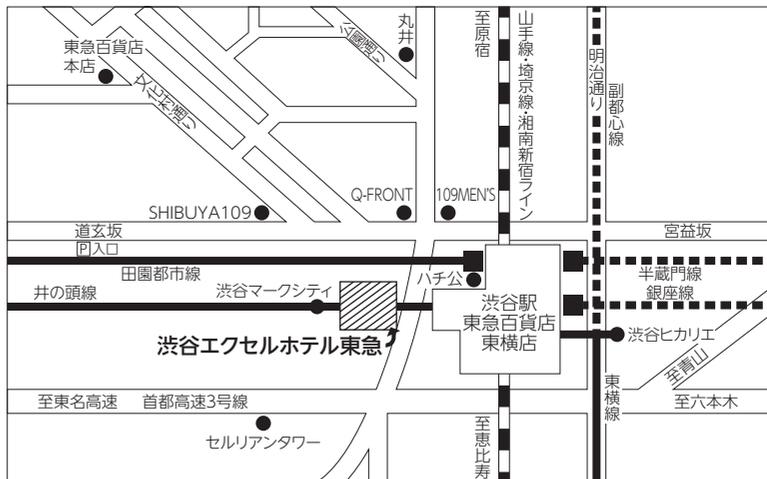
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

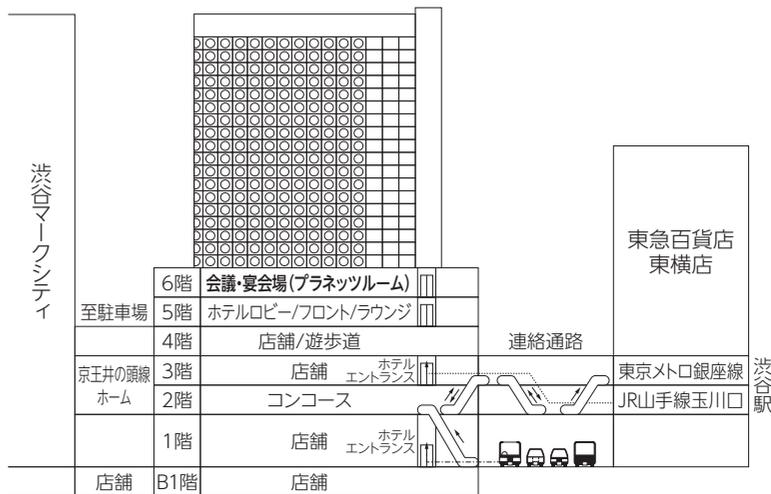
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
 渋谷マークシティ内
 渋谷エクセルホテル東急6階
 プラネッツルーム
 連絡先 03-5457-0109
 (ホテル代表電話)



交通のご案内

- JR (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
 東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)
 東急 (東横線・田園都市線) 「渋谷駅」直結
- 京王井の頭線 「渋谷駅」上部

- 1階又は3階からエクセルホテル専用エレベーターにて6階にお越しください。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。